

学生生活ガイドブック

学生部では、学生の皆さんが安全で健康的な学生生活を送るための指針として、学生生活ガイドブックを作成することにしました。ガイドブックをよく読んで、快適な学生生活が送られるように心がけましょう。

久留米信愛短期大学・学生部

2019年4月

目 次

健康な生活を送るために	2
I 私たちの健康は、食（栄養）・運動・休養のバランスから	
II 健康診断の実施について	
III 学院内の全面禁煙について	
IV 学内で、具合が悪くなったり、怪我をした時の処置について	
V 学生相談室の利用について	
VI 感染症に罹った場合の措置について	
快適な学生生活を送るために	4
I いじめやセクハラ、個人情報漏洩など人権に関わる問題が発生したら	
II 学内で、地震や火災が発生した場合	
III 学内で落とし物を拾ったり、落とし物をした場合の処置について	
IV 学内で盗難に遭った場合の処置について	
V 施設の管理や環境の美化にご協力を	
大人のマナーを身につけるために	6
I 授業の開始時と終わりの挨拶について	
II 公共の交通機関を利用する場合は	
III 美しい言葉遣いを	
学則について（補足）	7
I 自動車等による通学について	
II 「学生生活規程第3条服装」について	
III アルバイトについて	
IV 自然災害等に伴う臨時休講措置について	
日常生活における安全のために	9
I ストーカーやつきまといに遭ったら	
II 痴漢に遭わないために	
III インターネットに関連した犯罪から身を守るために	
IV 悪質商法に気をつけましょう	
V 交通事故に注意	
VI ひったくりや乗り物の盗難が増えています	
ボランティア活動の推進について	14

健康な生活を送るために

何をやるにしても、体と心の健康が基本です。帰宅時のうがいや手洗いの励行、規則正しい生活習慣などの基本に留意して、明るく健康的な学生生活を楽しみましょう。また、インフルエンザなどの基本的な予防接種等については、できるだけ各自で受けるようにしてください。

I 私たちの健康は食事・運動・休養のバランスから

最も基本的なことですが、人間の体と心の健康は、適切な食事（栄養）と運動と休養なくしては成り立ちません。

バランスの取れた規則正しい食生活（お菓子類の食べ過ぎに注意！）

適度な運動（1日1万歩の歩行を目標に！）

十分な睡眠時間の確保（6時間を確保しましょう！）

II 健康診断の実施について

本学では、「学校保健法施行規則」に基づき、毎年4月上旬に定期健康診断を実施しています。健康診断の当日受診できなかった学生は、信愛高校の定期健康診断時に受診してください。その時にも受診できなかった学生は、最寄の医院等で受診し、速やかに健康診断表を事務室に提出してください。（所定の健康診断表を事務室で受け取ってください。医院等の受診料は自己負担となります。）

III 学院内の全面禁煙について

本学院では、「健康増進法」の施行に伴い、学院内全面禁煙になっています。学生の皆さんが、学院の内外を問わず喫煙しないことはもとよりですが、保証人の皆様や関係各位のご協力をお願いします。

IV 学内で具合が悪くなったり、怪我をした時の措置について

学内の保健室には養護教諭は在中していません。持病のある人は必要な薬があれば用意し、事前に教職員（担任）へ申し出ておきましょう。

学内で具合が悪くなった時は、事前に教職員に声をかけて、保健室で休むようにしてください。空いている教室等でひとりで休むのは避けてください（具合が非常に悪くなったりした時など、適切な処置が取れません）。また、保健室で休んでも症状が改善しない場合は、医療機関を受診しましょう。

学内で怪我をした時は、教職員に声をかけて、保健室で応急の措置を受けるなどしてください。

また、具合が悪くなったり、怪我をした場合、教職員の先生の指示に従ってください。程度に応じて、帰宅する、病院へ搬送する等の措置が講じられます。

V 学生相談室の利用について

本学院では、学生の心の悩みに応えるため、学生相談室を設置しています。予約制になっていますので、直接またはクラス担任等を通じて、事務長へ申し込んでください。誰しも悩みはあるものですが、一人で悩み続ける必要はありません。早目に相談してみましょう。

利用日：毎月2回 15：00～18：00
(利用日を掲示しますのでご確認ください)

IV 「学校保健安全法施行規則」に示された学校感染症にかかった場合の措置について

下記に示す感染症にかかった場合、登学停止となります。必ず医療機関を受診し、医師の指示に従いましょう。

学校感染症と登学停止期間		
	感染症名	登学停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウィルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
第3種	結核	感染のおそれなくなるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

*上記の感染症にかかった場合、すみやかに短大に電話連絡し、登学を再開する場合は、登学許可が示された医師の診断書を添付して「公欠願」を提出して下さい。

*上記以外にも状況に応じて登学停止となる場合があります。その場合は、医師や本学の指示に従って下さい。

快適な学生生活を送るために

ここでは、学内で最低限必要とされる危機管理、並びに、集団生活でのマナーを取り上げてみました。危機管理の面では、地震や火災が発生した際やその他のトラブルが発生した際、適切に対処できるようにしてください。また、環境の美化にもご協力をお願いします。

I いじめやセクハラ、個人情報情報の乱用など人権に関わる問題が発生した場合

大学の内外を問わず、学生の皆さんの人権や友人の人権に関わる問題が発生した時や、発生しそうな時は、速やかにクラス担任や本学の教職員に相談して下さい。

本学では、皆さんのプライバシーを尊重した上で、場合によっては警察や各種の専門機関等と連携して、問題の解決にあたります。

II 学内で、地震や火災が発生した場合

地震が発生した時は、

担当の教員などの指示に従い、そのまま静粛を保つか、机の下に隠れるなどの措置を講じてください。授業などで火を使っているような場合は、速やかに消してください。慌てて外へ飛び出すのは却って危険です。地震が収まった後に、状況に応じて避難してください。(避難経路は火災が発生した場合に準じます)

火災が発生した時は、

下記に示された避難経路を通して、それぞれの場所に速やかに避難してください。その際、余裕があれば、消火器を使って初期消火にご協力をお願いします。避難に際しては、エレベーターは絶対に使用しないでください。また、廊下や階段などで慌てて押し合ったりするのは大変危険です。慌てずに速やかに行動するように心がけましょう。

各教室等の避難経路（集合場所は高校グラウンド）※学内図は学生便覧にて確認してください。

教室等	避難経路
1号館1階 全教室	1号館1階学生玄関
1号館2階 全教室	事務室横通路
1301、1302	1号館階段→事務室横通路
1402、1403、1404 1号館5階 全教室	2号館階段→2号館入口
祈りの部屋	2号館入口
理化学実験室	教室後ろの非常口
マルチメディアレッスンルーム	教室後ろの非常口
2号館4階～6階	2号館階段→2号館入口 または 2号館非常口
音楽室・ピアノレッスン室	講堂1階玄関
講堂	講堂横非常口

Ⅲ 学内で落とし物を拾ったり、落とし物をした場合の処置

学内で落とし物を拾った時は、

速やかに事務室へ届けてください。落とし物があった旨を掲示し、事務室で6ヶ月保管します。落とし主が現れなければ、事務室で処分します。

学内で落とし物をした、または落とし物をした可能性がある時は、

速やかに事務室へ届け出てください。事務室では拾得物を6ヶ月間保管しています。また、掲示にも注意してください。

Ⅳ 学内で盗難に遭った場合の措置

学内で盗難に遭ったら、速やかに事務室へ届け出てください。カード類の盗難については速やかに関係機関へ連絡してカード類を使用停止にしてください。

事務室では、盗難の状況および盗まれた金品等を記録し、後日金品が出てきた場合は、直接本人に連絡します。

Ⅴ 施設の管理や環境の美化にご協力を

教室は公的な場所です。整理・整頓に心がけると共に、私物を放置しないようにしましょう。

エアコンの設定温度は、夏季は28度以上、冬季は20度以下に設定し、省エネにご協力を。使用していない教室やトイレ等の電燈やエアコンをつけたままにしないように注意しましょう。

教室に設置されているゴミ箱には燃えるゴミ（紙・ビニール類）のみを捨ててください。ゴミ箱のゴミは、清掃時に、学院食堂横のゴミ集積場へ持って行ってください。その他のゴミ（生ゴミ・資源ゴミなど）については、各自で学院食堂横のゴミ集積場へ持って行ってください。

Ⅵ 学内の施錠と放課後の居残りについて

1. 学内は午後6時にすべての扉を施錠します。図書館を利用する際はその時間前に学内へ戻ってきてください。
2. 教室を退出する際、最後の学生は必ず使用した教室の窓を閉め、電気を消灯（エアコン使用時は消す）後、退出してください。
3. 施錠された出入口を使用しないでください。
4. 午後6時以降は、1階学生玄関のオートロック扉（出口に向かって左）より退出してください。
5. オートロック扉は、鍵を右に回しながら扉を開けてください。
※退出後は、扉をしっかり閉めてください。
※扉が閉まると、施錠されますので退出する際は注意してください。
※学院正門の施錠および警備のため午後8時までに学院内から退出してください。
※居残る場合は、自己管理の下、事故のないようにしましょう。

大人のマナーを身につけるために

ここでは、大人や社会人に当然必要とされる基本的なマナーを取り上げてみました。よく読んで実行し、素敵な大人として本学をご卒業ください。

I 授業の開始時と終わりの挨拶について

授業開始時

1. 学生は起立して静粛を保つ。
2. 先生が教壇に立たれたら、挨拶を交わす。
3. 先生の指示により、学生は着席する。

授業終わり時

1. 授業終了の先生の指示により、学生は起立する。
2. 相互に挨拶を交わす。
3. 先生が教室を出られるまで、学生は起立したままで静粛を保つ。

上記の方法は、講演会等でも実行してください。また、社会人にとっては必ず必要とされる礼儀作法です。覚えておきましょう。

II 公共の交通機関を利用する場合は

電車やバスの中は公共の場です。大きな声でおしゃべりをする、携帯電話で会話する、ヘッドホンやイヤホンのボリュームを上げすぎる、物を食べる、化粧をする等はマナー違反です。厳に慎みましょう。

また、整列乗車の励行や混んでいるバスに乗る時は奥に詰める、優先座席は必要な方に気持ちよくゆずるなど、集団でのマナーアップに率先して取り組みましょう。

III 美しい言葉遣いを

自分の気持ちが的確に相手に伝わるように話していますか。

趣旨がわかりやすいように話していますか。

明瞭な言葉を発していますか。

他人を中傷する様な事を言っていないですか。

適切な敬語が使えますか。

コミュニケーションの最初的手段は何といても話し言葉です。また、適切な敬語を使うことは大人への第一歩です。より完成された美しい言葉遣いができるように、徐々に頑張りましょう。

学則について（補足）

I 自動車等による通学について

本学では、必要がある場合は自動車やバイクによる通学を許可しています。原則として、自宅からの交通の便が悪く、短大まで自動車などを利用する場合は許可します。希望者は、事務室に申し出て、保証人連署の上、所定の手続きをしてください。

駐車場は学内の駐車場等を利用し、違法駐車をしないこと。

自動車通学の許可が出た学生には「許可証」を発行します。許可証の保証金として2,000円を預かります（許可証返却時に返金）。また、駐車場使用料として、半年間6,000円を徴収しますので御了承下さい。なお、自動車通学許可は半年毎の更新です。

その他、許可が必要な場合は、クラス担任に相談してください。

学外実習に際して自動車等を利用せざるを得ない場合は、実習先の承諾があれば、自動車等の利用を許可します。実習担当者の指示に従い、許可願を保証人連署の上、実習が始まる一週間前までに事務室に提出してください。

無許可での自動車通学等が発覚した場合、下記の罰則が適用されます。くれぐれも違反がないようにしてください。

自動車通学の違反者に対する罰則等について

1. 近隣のスーパーや路上に駐車しているのが発覚した場合、警察に連絡し、道路交通法に基づいて対処してもらう（レッカー移動、減点、罰金等）
2. 自動車通学許可を得ている学生の学内での違反（スピードの出し過ぎ、不適切な場所への駐車、許可証を提示しない等）が発覚した場合、1度目は学生部長注意、2度目は自動車通学取り消しとする（当該の学生には、その後「自動車通学許可願」が出されても、許可を出さない）。
3. 許可を得ていない学生が勝手に学内に自動車を乗り入れ、駐車しているのが発覚した場合、1度目は学生部長注意（当該の学生には、その後1週間以内に「自動車通学許可願」を提出した場合のみ許可をする）、2度目には停学3日間、3度目は退学処分とする。

友人の車に同乗し事故を起こした場合は、自己責任とし、短大は一切責任を負いません。

家族や知人に自動車で送迎して頂く場合、入構許可証を車内に提示していただき、乗降は学生玄関前で行ってください。近隣に駐停車しての送迎は迷惑になります。

II 学生生活規程第3条服装について

服装は、本学の学生としての品位を保つと同時に、就学の場にふさわしい清楚なものとするよう心がけてください（ジャージや過度な露出の服で講義を受講する等は慎みましよう）。なお、指定された行事【入学式（オリエンテーション期間を含む）、卒業式、宗教行事（聖母祭、練成会、追悼祭、クリスマス・ミサ）並びに学校が特に指定した行事等】においては、正装着用としますの

で、下記に従ってください。

- ・ 黒、紺またはグレーのスーツ（パンツスーツを含む）並びに女子学生は白のブラウス、男子学生は白のYシャツを着用すること。
- ・ 学章を左胸部につけること。
- ・ 卒業式、入学式に際しては、スカートスーツは黒のストッキング、パンツスーツは黒の靴下を着用する。
- ・ 卒業式に際しては、卒業生は白の手袋を着用する。

Ⅲ アルバイトについて

学生にふさわしい業種に限って、学業に支障のない範囲でアルバイトを行いましょう。特に1年の前期は、学校に慣れるだけでも大変な時期です。保証人の方々ともよく相談して、無理のない範囲でアルバイトを行うようにしてください。

なお、本学へ求人があったアルバイト情報で、学生に適切であると判断されるものは、学生部掲示板に掲示していますので参考にしてください。

Ⅳ 自然災害に伴う臨時休講措置について

1. 自然災害により、西鉄久留米駅を発着する電車が不通となった場合、下記の措置が講じられます。
 - ① 当日午前6時30分までに運転再開した場合、平常授業
 - ② 当日午前10時までに運転再開した場合、午後の3時限から授業
 - ③ 当日午前10時を過ぎても運転再開しない場合、全時限が休講
 - ④ 上記以外の公共交通機関の運休等により授業を欠席・遅刻した場合は、授業担当者に届けて下さい。その状況を考慮し、通学困難と判断した場合には、学生の不利益にならないように配慮します。
2. 授業等の実施時間帯において、特に緊急を要する場合は、学長判断により即時授業を休講等とする。
3. 前日の段階で自然災害の恐れがある場合は、学長の判断により、翌日の授業の休講等を決定することがある。

※休講等の最終決定は、本学ホームページでお知らせします。

日常生活における安全のために

様々な犯罪や事故、その他のトラブルには、誰もが巻き込まれる可能性を秘めています。ガイドブックをよく読んで、トラブルを未然に防止すると共に、いざという時は、迅速かつ適切に対処しましょう。

I ストーカーやつきまといに遭ったら

狙った相手に対して、一方的にしかも陰湿につきまとうのがストーカーです。これを被害者ひとりの力で解決するのは困難です。

つきまといや嫌がらせに対しては、現在は「ストーカー規制法」が施行されています。「ストーカー行為」や「つきまとい等」について、警告や処罰ができます。

ストーカー行為やつきまといの具体的な例

- ・ つきまとい、待ち伏せ、押しかけ
- ・ 監視していると告げる行為
- ・ 面会、交際の要求
- ・ 乱暴な言動
- ・ 無言電話、連続した電話やファクシミリ
- ・ 汚物などの送付
- ・ 名誉を傷つける
- ・ 性的羞恥心の侵害

このような被害に遭ったら、状況を記録して、すみやかに警察や弁護士または、本学のクラス担任や教職員に相談しましょう。また、個人情報がかかる書類等の保管には充分気をつけましょう。

久留米警察署 0942-38-0110

警察の相談窓口 電話 #9110

緊急時は110番へ

こんな犯罪にも要注意

最近、拾った学生証や免許証などから電話番号を調べ、落とした本人を呼び出して拉致するといった被害が増えているようです。そのような電話などがあった場合、落とし物は交番へ届けてもらい交番に取りに行く、学校へ着払いで送付して頂くなどの措置を取りましょう。

II 痴漢に遭わないために

痴漢被害を防ぐために

本学では、痴漢被害を未然に防ぐ手立てとして、福岡県警から寄せられた不審者情報を学内に掲示しています。不審者が出没している地域をひとりで歩いたりすることのないよう、掲示に気をつけてください。

その他、暗い夜道をひとりで歩くなど、被害に遭いやすい状況になることは避けましょう。電車の中では、座席に座るのが比較的安全ですが、座れない時は、ドア付近に立つよりも、座席の前に立つ方がいいようです。女性専用車両を利用したり、乗車車両を替えたりすることも有効のようです。

また、学生の皆さんには、防犯ブザーを携帯されることをお勧めします。防犯ブザーをバッグなどからぶら下げておくだけでも効果が期待できます。

痴漢犯罪の主な例

- ・ 通学時の列車を選び、乗車前に決めた相手を狙う
電車などに乗る前からターゲットを決め、その相手が電車に乗る直前に近づき、偶然を装って体に触れたりする。先頭や最後尾の車両、ドア付近での犯行が多いようです。
- ・ 人通りの少ない道で待ち伏せする
電車やバスの中で狙った相手を、人気のない道などで待ち伏せする。

被害に遭ったら

もし、被害に遭いそうになったら「やめて下さい!」「痴漢!」などと大きな声を出しましょう。声を出せない時は、携帯電話を意図的に鳴らすなど、周囲の視線を集めることが効果的です。

電車の中で被害に遭ったら、最寄の駅で降りて、鉄道関係者や警察に直ちに通報しましょう。その際、被害に遭った区間や車両、犯人の特徴（身長や着衣の特徴、人相など）をできるだけ言えるほうがよいです。

Ⅲ インターネットに関連した犯罪の実例と対策

「出会い系サイト」を利用した犯罪

実例：出会い系サイトで知り合った女子高校生に売春を強要し、性交行為をビデオカメラで撮影した。

出会い系サイトで知り合った女性を車内に監禁して強姦し、現金を奪った。

出会い系サイトで知り合った男性に殺人を依頼し、殺人が実行された。

対策：出会い系サイトにはアクセスしない。

携帯電話等へ送られてくる広告に返事を出さない。

インターネット・オークション詐欺

実例：インターネット・オークションサービス用のパスワードを推知してアクセスし、架空のオークション出品操作を行い、偽名口座等に現金を振り込ませる。

対策：サイトの注意事項や取引相手の住所・電話番号などを確認する。

相手の銀行口座や振込みの控え等を保管しておく。

あらかじめ、解約やクレーム等の対処方法を取引相手と相談しておく。

インターネット・カフェの悪用

実例：インターネット・カフェのパソコン末端にキーロガー（キーボードで入力した文字を記録するプログラム）を仕込み、収集した情報で不正アクセスする。

対策：インターネット・カフェ等、誰でも利用できる端末からは、個人情報を入力しない。

フィッシング

実例：企業からのメールを装い、メールの受信者に偽装したホームページにアクセスさせ、個人情報を不正に入手する。

対策：個人情報等を聞き出そうとするメールに対しては、送信元の企業に直接確認する。メールに記載されているアドレスをクリックせず、インターネットの検索ページからアクセスする。

IV 悪質商法に気をつけよう

「必ず儲かる」、「損はしない」、「今〇〇しないと損をします」などの甘い言葉には要注意。ここでは、代表的な悪質商法の、「ねずみ講」、「マルチ商法」、「キャッチセールス」それと「クーリングオフ制度」について記載しますが、しつこいセールスやあやしいセールスには「いりません」の一言が肝心なようです。

ねずみ講（正式名称は「無限連鎖講」）

先に加した者（先順位者）が例えば二人を勧誘して加入させ、さらにこの二人（後順位者）が順次二人ずつを勧誘して加入させるというやり方で加入者を増やしていき、先順位者は後順位者から金品を取得していくシステム。

マルチ商法

会員になった人が、商品を販売しながら会員を勧誘するとリベートが得られる商法。「会員を増やせば儲かる」、「誰でも簡単に儲けられる」といった甘い言葉に注意しましょう。最近では、インターネットを利用して販売や勧誘が行われているようです。

キャッチセールス

繁華街の路上などで、「アンケートに答えてください」とか「モデルをやりませんか」などと、販売目的とは無関係な言葉をかけ、営業所などに連れて行き、話しているうちに、場合によっては強引に、商品の購入契約をさせてしまう商法。10代後半から20代前半の若者がターゲットにされやすいようです。

知っておきたいクーリングオフ制度

法律で指定された商品、権利、役務の提供などの訪問販売は、契約書などが交付された日から規定の日以内にあれば、無条件で解約することができます。郵便などで契約書が送付されてくる場合や、街頭で商品契約した場合も原則的に適応されますので、覚えておきましょう。

被害に遭ったときやクーリングオフ制度の相談などは、

警察（福岡県警 092-622-0705）や消費者センター
（久留米市消費生活センター 0942-30-7700）へ。

ここ数年、特に久留米市では高齢者の交通事故や交通死亡事故が増加傾向にあります。周囲にも十分な気配りをし、交通事故を起したり、交通事故に遭ったりしないよう、注意してください。なお、自転車を運転する場合でも、下記については「道路交通法」により処罰される対象となります。

懲役 3 年以下または 50 万円以下の罰金

- ・ 飲酒運転（酒気を帯びている者は車両「自転車も含まれる」を運転してはいけない）

懲役 3 ヶ月以下または 5 万円以下の罰金

- ・ 信号機無視（手信号も含む）
- ・ 自転車通行止めのところを走行
- ・ 一時停止無視
- ・ 右側通行（危険回避など、やむをえない場合は除く）
- ・ 安全運転をしなかった（人に危害を及ぼす運転）
- ・ 踏み切りで一時停止しなかった

5 万円以下の罰金

- ・ 夜間の無灯火走行
- ・ 不安定な乗り方「傘差し運転」など
- ・ 右折・左折・進路変更に合図しなかった
- ・ 携帯電話使用運転
- ・ イヤホンをして大音量で音楽を聞きながら自転車を運転

2 万円以下の罰金又は科料*

- ・ 二人乗り（16 歳以上の運転者が 6 歳未満の子供一人を幼児用座席に乗せている場合は除く）
- ・ 二台以上並んでの走行（並進）（道路標識等により並進することができる場合は除く）
- ・ 歩行者の通行妨害
- ・ 自転車道が設けられているのに自転車道を走行しなかった

*科料：1000 円～1 万円程度の実質的な罰金

VI ひったくりや乗り物の盗難が増えています

ひったくりや乗り物（自転車・オートバイ・自動車）盗、車上狙いに気をつけましょう。ここでは、防犯対策を記載します。

ひったくり

- ・ 人通りの少ない場所はなるべく通らない。
- ・ どうしても通らなくてはならない場合は、荷物をしっかり持つ。
- ・ 荷物は、車などが通る反対側に持つ。
- ・ 自転車かごには防犯カバーをする。

自転車・オートバイ盗

- ・ 必ず防犯登録する。
- ・ 二重ロックにする。
- ・ 管理された駐輪場などに保管する。

自動車盗

- ・ わずかな間でも必ずキーを抜き、施錠する。
- ・ 管理された駐車場に駐車する。
- ・ 盗難防止装置を取り付ける。
- ・ 駐車券を車に残さない（駐車場を出にくくなる）

車上狙い

- ・ 車内に金品やカード類、免許証などを放置しない。
- ・ 深夜の駐車は明るい場所や、管理された駐車場を選ぶ。

ボランティア活動の推進について

本学ではボランティア活動を奨励・推進しています。学外から依頼が来た活動については、学生部掲示板に掲示していますので、必ず目を通して、積極的にボランティア活動に参加しましょ

う。

また、本学では、特に下記の活動へ、学生の皆さんに積極的に参加して頂きたいと考えています。是非一人でも多くの学生の皆さんが参加を希望されることを期待しています。

本学で例年推奨している活動

くるめ学力アップ推進事業学習ボランティア

ときめきスポーツ大会（9月上旬頃）

筑後川「ノーポイ」運動（10月下旬頃）

（財）日本ユニセフ協会久留米友の会の街頭募金（12月）

連絡先： 〒839-8508

久留米市御井町2278-1

久留米信短期大学・学生部

TEL 0942-43-4532

FAX 0942-43-2531